

シンガポールの特許制度を審査請求の 無料延長で最大限に活かす新手法



ジャイー・リー (Lee Jia Ee)

マレーシア弁理士

Global IP Southeast Asia, Malaysia: Director (パートナー)

Global IP Southeast Asia, Singapore: Country Manager

(シニア・パテントエンジニア)

シンガポールの特許制度は、その柔軟な枠組み、高い質基準、ユーザーフレンドリーな手続きにより、世界の知的財産保護制度の中でも際立っています。この特許制度は、非常に適応性が高いように設計されており、これによって事業主やイノベーターたちの多様なニーズに応えます。本稿では、特許審査の迅速化と遅延化との間に採用されている独自のバランス感覚について解説します。

シンガポール知的財産庁 (IPOS) は、審査プロセスを迅速化するための加速プログラムと、調査および/または審査報告書の作成請求 (以下、「審査請求」) の期間の延長の両方を提供することで、特許審査プロセスの効率を高めるための取り組みを実施しています。審査プロセスの加速と審査請求期間の延長は相矛盾する方向性を持っているようにみえますが、この二重の規定によりシンガポールの特許制度は効率的かつ柔軟になり、幅広いイノベーションのタイムラインと戦略をサポートするのです。

迅速な処理を必要とする特許出願人は、迅速審査を要請することができ、これにより特許が迅速に審査され付与されることが保証されます。これは、発明を迅速に市場に投入したいと考えている人や、発明の権利を速やかに行使したい人にとって有益です。IPOSでは、SG IP Fast、特許審査ハイウェイ (PPH) プログラム、ASEAN特許審査協力 (ASPEC)、シンガポール・ベトナム共同調査審査 (CS&E) パイロットプログラムなど、特許付与プロセスを迅速化するためのいくつかのプログラムを提供しています。

特許出願人は、市場優位性の獲得、権利行使、投資および資金の獲得、ライセンス機会の拡大などのさまざまな動機に基づいて、これらの魅力的な加速プログラムを通じた特許許可の迅速化を図ることに関心を寄せる傾向があります。しかし、具体的な加速プログラムの活用内容・利用価値は、各特許出願人が置かれた状況や目標によって異なります。一方、審査請求期間の延長を申請する一般的な理由の1つは、対応する特許出願の他国での肯定的な審査結果を利用して、希望する国での特許許可を得やすくするためです。審査請求期間の延長は、同じ発明ファミリーに

属する他の特許出願に他国で好ましい審査結果が出されるまで待ちたい場合に役立ちます。

以前、シンガポールには、対応する特許出願に関する他国での肯定的な審査結果を用いることができる補足審査ルートがありました。このアプローチは、シンガポールで特許を取得する上で費用対効果が高く、効率的でした。しかし、2020年1月1日にシンガポールはこの制度を廃止し、以後、シンガポールで提出されたすべての特許出願はIPOSによる実質審査を受けなければならなくなりました。なおこの変更により、シンガポールで付与されるすべての特許が、同国の統一的で厳格な特許基準を満たしていることが保証されるようになった点は改善と言えます。

この変更にもかかわらず、IPOSは依然として、参加特許庁における対応する特許出願の肯定的な審査結果を活用できるようにするPPHおよびASPEC プログラムに参加しています。他国で好ましい審査結果が得られた場合、出願人はシンガポールでの審査請求とともにPPHまたはASPECの請求を行うことができます。ただし、これらのプログラムは審査プロセスを効率化するためのツールに過ぎず、最終的な審査判断はIPOSによってIPOSの基準に照らし独立して行われます。IPOSは、PPHまたはASPEC プログラムを通じた他国の審査結果に従うかどうかを決定する権限を持っていることに留意する必要があります。

審査請求期間を延長するその他の理由としては、発明の市場投入準備状況に合わせて特許付与が遅れるように調整することで、その商業的影響を最大化できる場合があることがあげられます。また、特許審査に関連する費用を長期間に渡って分散させることでコストとリソースを管理したい場合にも有効です。さらに、進行中の交渉やライセンス協議中により良い条件を確保するために審査結果を遅らせたい場合もあるでしょう。

特許出願人の審査請求延期のニーズは多様であることから、シンガポールでは異なる延長期間を指定する制度が設けられています。この制度では、延長を希望する月数に応じて異なる手数料が発生します。料金は、延長を希望する月ごとにS\$200（約JP¥ 22,300）です。延長は、合計18か月を超えない範囲でできます。延長請求は、通常の審査請求期間である36か月の満了後、18か月以内に特許フォーム45（期間の延長請求書）を提出することで行います。また、一度延長請求をした後でも、延長を求めた期間の満了後18か月以内にさらに期間の延長を請求することも可能です。

2024年8月19日、IPOSは、審査請求の提出期限を、最先の優先日または優先権が主張されていない場合は出願日から36か月と定められた当初の期間から、さらに18か月まで無償で延長できるパイロットイニシアチブを開始しました。これは、IPOSの柔軟性を示すもので、特許出願人に対する支援の意思を表明したと言えます。このパイロットイニシアチブの利用には、調査および/または検査報告書の請求を提出するための規定期間が2024年9月1日から2026年8月31日の間で終了する出願が対象になります。そして、特許フォーム45を記入する際に、出願人は規定の期間を18か月延長する新しいオプションを選択する必要があります。

出願人がすでに18か月未満の延長を取得している場合でも、このパイロット プログラムに基づく申請により、規定の期間は最大18か月まで無償で延長されます。たとえば、規定の36か月の期間が以前に1か月延長されていた場合、パイロットイニシアチブに基づくその後の請求によ

り、規定の期間はさらに17か月延長されます。つまり、このパイロットプログラムでは、規定期間は36か月、延長が認められる期間は18か月、そして合計した期間は54か月となります。

期間の延長は規定の36か月の期間の満了直後から開始され、そのための特許フォーム45は、その満了後18か月以内に提出する必要があります。ただし、IPOSは、許容される延長申請可能期間内に願出が放棄されたものとみなされることを防ぐために、規定の期間満了前に延長を申請することを出願人に推奨しています。さらに、このパイロットイニシアチブを活用する際には、承認されると18か月の延長が与えられ、登録簿上で願出のステータスは「係属中」として維持されますが、期間延長された後の審査請求期限を逃さないようにするために、期間延長を申請する際に審査請求も併せて行うことは有益です。

許容される18か月の延長期間を超えて審査請求をするための追加の延長は条件が合えば可能ですが、その請求は18か月の期間が終了する前におこなう必要があります。この場合は、特許規則第108条（5）に基づき、延長請求の根拠を記載した法定宣言書または宣誓供述書を添付する必要があります。この延長請求は無料ではなく所定の料金がかかります。なお、不測の事態に備えて、許容される18か月の延長期間が終了する前に審査請求をすることを強くお勧めします。

上記パイロットイニシアチブは、審査請求の標準的な期間延長システムと比較すると、明らかなコスト削減の利点の他に、以前の期間延長請求が18か月未満であった場合に、18か月の期間内にさらに期間を延長するために複数回の請求を行う必要がなくなる利点もあります。これは、18か月という長大な期間延長が一挙に提供されるため、複数回の請求を行う手間と時間が節約されるからです。

このパイロットイニシアチブはつい最近開始されたため、2024年9月1日から2026年8月31日までの期間内で有料の審査請求がすでになされていても、調査と審査が開始されていないことを前提に、IPOSは審査請求の取り下げを受け入れ、払い戻しを行います。この無料のパイロットイニシアチブに参加するため、既に提出された審査請求を取り下げることと決定する前に、IPOSに出願のステータスに関する問い合わせをすることもできます。

このパイロットイニシアチブを通じて、出願人はグローバルな特許戦略とIP商業化開発を計画するための十分な時間を無料で持つことができるようになります。また、審査請求期間の延長は、他の参加特許庁から肯定的な審査結果を受け取るまでにさらに時間が必要な場合に、審査請求時に適用されるPPH プログラムを活用するための時間稼ぎに使用することができ、これにより、PPH 請求からわずか10か月以内にIPOSから最初の書面による見解が発行される可能性があります。したがって、審査請求の延期と適切な加速プログラムとを組み合わせることで審査プロセスを合理化でき、出願が審査段階に入った後の特許許可をより迅速に得られる可能性があります。

以上説明してきましたように、シンガポールの特許制度は事業主やイノベーターたちの多様なニーズを満たす仕組みを採用しており、柔軟性に優れています。特許出願人が審査プロセスを迅速化したり、審査請求の時期を遅らせたり、あるいは両方のアプローチを組み合わせたりすることができる柔軟な仕組みを活用することで、効果的な戦略を実行し最適な結果を達成できるよう

になります。

著者紹介

ジャイー・リー (Lee Jia Ee)

マレーシア弁理士

Global IP Southeast Asia, Malaysia: Director (パートナー)

Global IP Southeast Asia, Singapore: Country Manager (シニア・パテントエンジニア)

e-mail : patent5@gip-asean.com

- ・ オーストラリアのメルボルン大学でバイオメカニクスを専攻し、生物医学工学学士号を取得。
- ・ 機械、電気、バイオ分野が専門。英語、中国語が母国語。
- ・ 日本企業のマレーシア、シンガポールの現地法人における発明発掘、権利化が主な担当業務。東南アジアの多国籍企業、上場企業、大学での知的財産セミナー講師としても活躍。

【参考】 www.gip-asean.com

翻訳者

宮川良夫 (みやがわよしお)

United GIPs代表

日本弁理士、米国パテントエイジェント

【参考】 www.unitedgips.com